

# 確定申告のお知らせ

ぜひスマホで  
申告を！



## 提出期限

- 贈与税 2月1日(火)～3月15日(火)
- 所得税・復興特別所得税 2月16日(水)～3月15日(火)  
(還付申告書は令和4年2月15日(火)以前でも提出できます。)
- 個人消費税 2月16日(水)～3月31日(木)

## 提出場所

- 平塚市庁舎2階 平塚税務署総合窓口  
(申告書の受付は8時30分～17時)

## 申告に関する作成・相談

### ○確定申告の作成・相談

平塚市庁舎1階多目的スペース  
1月24日(月)～3月15日(火)

※土日及び祝日は除く。ただし、2月20日(日)、2月27日(日)は開場します。

相談受付は8時30分～16時  
(相談開始は9時から)

申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があります。

入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。

問平塚税務署 ☎(22)1400

### ○税理士会が行う無料申告相談

保健センター2階研修室  
2月3日(木)、4日(金)

午前の部 9時30分～12時  
午後の部 13時～15時30分

※1月5日(水)からオンラインによる事前申込みを受け付けます。詳細は町ホームページにも掲載しています。



問東京地方税理士会平塚支部 ☎(21)1055

### ○町・県民税等申告相談

本庁舎4階第1会議室  
2月16日(水)～3月15日(火)  
午前の部 9時～11時45分  
午後の部 13時～16時

※町・県民税等申告の相談は、「当日時間指定整理券を配布」に変更します。詳細は、町ホームページまたは広報2月号をご覧ください。

問税務課 ☎内線253

### ○確定申告等の作成案内

国税庁ホームページ「確定申告等作成コーナー」で申告書の作成ができます。

マイナンバーカードをお持ちの方や事前に税務署で発行されたID・パスワードをお持ちの方は、混雑する税務署に行かずにパソコンやスマートフォンで簡単に申告書を作成・送信できます。

<http://www.nta.go.jp/>

問平塚税務署 ☎(22)1400  
作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901

### ○確定申告書の窓口配布

税務署では1月4日(火)、役場税務課窓口及び国府支所では1月24日(月)から配布します。

### ○マイナンバーについて

確定申告書の提出は個人番号カードまたは通知カード・身元確認書類の提示または写しの添付が必要です。※代理・郵送または税務署以外で提出する場合は、本人確認書類の写しの添付が必要です。

問平塚税務署 ☎(22)1400  
作成コーナーヘルプデスク ☎0570(01)5901  
税務課 ☎内線253

### ○おむつ代が医療費控除されます 対象

6か月以上寝たきりの状態で常時紙おむつの使用が必要と認められた方

#### 必要な書類

- ①医療機関が発行する「おむつ使用証明書」  
なお、前年度に引き続きおむつ代の医療費控除を受けられる方は、要介護認定主治医意見書で尿失禁が確認できる場合、「おむつ使用証明書」に代わり、福祉課高齢福祉係で交付する「内容確認証明書」で代用することができます。
- ②「医療費控除の明細書」

問①福祉課 ☎内線315 ②税務課 ☎内線253

### ○寝たきり高齢者等の障害者控除対象者認定書の発行

障害者手帳をお持ちでない要介護認定を受けている65歳以上の方で、寝たきりや認知症により障がい者等に準ずると認められた方に発行します。

確定申告の際に提出すると障害者控除を受けることができます。

#### 対象

要介護2以上で要介護認定主治医意見書により、町が知的障がい者または身体障がい者に準ずると認めた方(状態確認が必要となりますので、事前にお問合せください)。

問福祉課 ☎内線315